

財 関 6 3 3 号
平成 21 年 6 月 3 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤 岡 博

外国貿易等に関する統計基本通達の一部改正について

関税法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 145 号）の施行に伴い、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 21 年 6 月 4 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

外国貿易等に関する統計基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

(以上)